

「自由」とは何か

99K046 三島亮

はじめに

1 「自由」とは何か

「自由」とは何かということを考えたことがあるだろうか。なかなか改まって考える機会はないのではなかろうか。「自由」ということについて改めて考え始めたのは大学に入り、哲学、倫理学を学び始めた頃からである。

思い出してみてもらいたい。どこの学校にも規則というものがあったはずだ。ほとんどの人はその規則に対して疑問をもたず守っていたのではないだろうか。なぜ守らなければならないのか。なぜ規則があるのか。という疑問はあっても、なんとなく初めから決まっていることだから守るという感覚だったのではないだろうか。先生に聞いてもあいまいな答えが返ってくるか、いかにももっともらしい正論で言いぐるめられる。また、「決まりだから守るんだ」という全く答えになっていない答えが返ってきたりする。

規則だから守るとか、先生や親に怒られるから守るということがどうしても納得いかなかつたし、それでは意味がないのではないかと考えた。なぜそのような規則や教育方針があるのかということを考えるということが大事なのではないだろうか。「何故」と問い合わせたらきりがないと言う人もいる。社会へ出ても、どこへ行っても規則はあると言う人もいる。ではそういう人は自分が納得できない規則やどう考えても正当だとは思えない規則も規則だからという理由だけで守るのだろうか。疑問に思う、考えるということはただ単に規則を守るということより難しいし、勇気がいることだと思う。とは言え小・中・高校生くらいだと「自由」と「わがまま」の区別ができるといふのも事実だと思う。子供に「自由」って何、「自由」と「わがまま」の違いって何、何で規則を守らなくちゃいけないの、と問われたら自信を持って答えられるだろうか。親になった時に答えられるためにもただ単に規則を守るのではなく考える、疑問に思うということは大切だと考える。

以上のような理由から「自由」を卒業論文のテーマにし、「自由」についての考えを深め考えをまとめたいと思う。

2 「自由」のイメージ

「自由」になりたいと考えたことがあるだろう。そう考えたことがないにしろ、誰かの言ひなりになるということは好まないだろう。自分のことは自分で考えて決断したいと考えるだろう。「自由」をどの様にイメージするだろうか。他の誰からも支配されない、もっと簡単に言えば他の誰かの言ひなりになることなく、自分で決断する。他の誰とも繋がらず、解放された状態をイメージする人もいるだろう。また、自分がやりたい事をやりたい時にやりたいだけやり、やりたくない事はやらない、と捉える人もいるだろう。他人に迷惑をかけなければ何をしても良いと考えるかもしれない。こうしたイメージは果たして正しいのだろうか。また、仮にこれ

らのイメージが本当の「自由」だとしたら、我々は今本当に「自由」なのだろうか。

3 我々は「自由」か

もし「自由」が他の誰からも支配されず、自分の思うとおりにできる状態だとしたら、我々は今そのような状態にあるのだろうか。この問を解くためにまず個人からスタートすることにしよう。まず私は男であるし、23歳。つまり世間的には成人した1人の大人として扱われる。この時点で「男だから」とか「男らしくしなさい」といった様に規定される。また未成年と成人した人間とは扱いが異なる。次に私は今、新発田市のアパートで一人暮らしをし、敬和学園大学に通っている。ここではまず、新発田市という地域の決まりの中で生活しているわけであり、またアパートの決まりを守って生活している。大学へ行けば敬和学園大学の規則の中で生活しているのであり、また「大学生らしく」というレッテルも貼られる。さらに広げてみると新潟県という枠の中で生活しているし、もっと広げれば日本という国の中で日本の法律を守って生きている。我々がイメージする「自由」はどんな事でも自分の思い通りになる、といったものである。しかし、我々は国家の法の範囲内で生活しているわけで、我々が持っている「自由」のイメージが正しいにせよ間違っているにせよ、我々が抱く「自由」とはかけ離れているように思う。

4 「国家」、「法」とは何か

我々は様々な枠の中で生き、様々な規則の中で生活しているという事がわかった。

では「自由」を求めているのなぜ我々はこのような枠の中で規則を守って生きているのだろうか。まず我々が制限を与えられている「国家」、「法」について考える必要がある。「国家」とは何であるか。いつ、どのようにして「国家」は生まれたのだろうか。また我々が従う「法」とは何であろうか。我々は日本という「国家」の中で日本の法律の範囲内で生きているという事は事実である。そしてそこには何の疑問も持っていない。ある意味「国家」という枠内で法律に縛られて生きているわけであり、我々は日本の法律の範囲内で「自由」を求め、「権利」を主張しているにすぎなのだ。

では法律の範囲内であれば何をしても良いのだろうか。また、他人に迷惑をかけなければ何をしても良いのだろうかという疑問がでてくる。おそらくほとんどの人は「NO」と答えるだろう。法律の範囲内で、他人に迷惑をかけなくともやるべきでない事はある。ここで「正義」だとか「倫理」ということが出てくる。ではこの「正義」や「倫理」とは誰が決め、どのような基準で言われているのだろうか。

このように「自由」ということを考えようすると、どうしても「国家」、「法」、「権利」、「正義」、「倫理」という問題がかかるてくる。我々は「国家」、「法」の範囲内で生きながら、「自由」という自分の「権利」を主張して生きているからである。また我々の問いのスタートは「どう生きるか」、「どう生きるべきか」という「正義」、「倫理」の問題である。つまり1つの問題は1つの問題ではなく、全体の問題なのだ。これらの問題をホップズ、ロックを中心に考えていこうと思う。

5 現代社会における「自由」

科学技術の発展とともに人間の「自由」や欲望が優先され不自然な事が多く行われている。

クローン技術、遺伝子組み換え、農薬、化学肥料の使用、延命治療、臓器移植・・・。これらはどこまで許されるのだろうかという問題にも触れられればよいと思う。

I 「国家」とは何か

1 自然状態

「自由」という問題を考えるにあたって、まず「国家」とは何かという問い合わせをたてる必要がある。なぜなら我々は現在、政治制度の中で生きているからである。中央政府、地方政府、法廷、このような制度には権力を持つ者がいて、我々は自由を求めているにも拘わらず権力に従っているのだ。従わなければ私たちは罰せられる。我々は部分的に他者の決定に従って生きている。

我々はなぜ「国家」に従うのだろうか。そもそも「国家」とはいつ、どのように創られたのだろうか。その答えを導き出すために「国家」がなかったら社会はどうなるかという問い合わせをたててみる。「国家」のない状態、すなわち「自然状態」を想定してみるのだ。実際に「自然状態」が存在したか、存在しなかったかは重要ではない。「自然状態」を想定してみると、「国家」とは何かという問い合わせへの答えができるかもしれない。

2 トマス・霍ップズ

「国家」とは何かという問い合わせを導き出すためにまず哲学者、トマス・霍ップズの考え方を見てみることにしよう⁽¹⁾。

ホップズは「自然状態」について彼の最大の著作『リヴァイアサン』の中で次の様に述べている。「自然状態においては勤労の余地はない。なぜなら勤労の果実が確実ではないからだ。従って土地の耕作もない。航海も海路で輸入される諸財貨の使用もなく、地表についての知識もなく、時間の計算もなく、学術も文学も社会もなく、そして最も悪いことに継続的な恐怖と暴力による死の危険がある。人間の生活は孤独で貧しく、辛く残酷で短い。」ホップズはなぜ「自然状態」をこの様に捉えたのだろうか。段階をおって見ていくことにしよう。因みに『リヴァイアサン』とは全てを飲み込んでしまう怪物という意味で、ここで言う怪物とは「国家」のことを指している。そもそもホップズが「国家」が必要だと考えたのは、清教徒革命（1642-1649）が背景にある。万人が万人に対する戦いへと我々が陥らないために強力な政府が必要だと考えたのだ。

ホップズはまず人間本性⁽²⁾という点に着目した。ホップズは無政府状態において人間は、本性によって必ず争うことになると考えた。人間本性を理解するために2つのポイントを上げている。1つは自己知である。自分自身を冷静に内観的に観察することによって人間一般について理解できるということだ。2つ目は自然学の一般原理の知である。つまり、人間の構成要素であるボディを理解しなければならないということだ。これら2つのことを理解できれば人間本性を理解でき、「自然状態」における人間がどのような行動をするかがわかる。

ホップズはガリレオの運動保存則⁽³⁾を用いて人間を説明しようとした。運動保存則とは、ものは一度力を加えられたら、他の力が加えられない限り方向を変えたり、止まったりすることはないという考え方である。ホップズは人間を常に何かを欲求するものとして捉えた。人間に精神の永続的な静寂ではなく、生そのものが運動であり、欲望なしにはあり得ないと主張して

いる。つまり、人間は感覚（欲望と嫌悪）によって動いているということだ。そして最大の欲望は自己保存、生きることであり、最大の嫌悪は死である。

「自然状態」において人間は自己の欲求を継続的に求め、そのために戦いが起こるとホップズは考えた。つまりその欲求を止める何かがなければ戦いは終わらないことを意味する。また、「自然状態」では財産が希少だとホップズは言う。1つの物を2人の人間が求めるということはよくあることである。人間は欲望を満たすために力を持つ必要があり、次から次へと力を求めその欲望は死ぬまで止まらないと考えた。さらにより多くの物を獲得することなしに現在持っている良く生きるための力と手段を確保できないと人間を捉えたのである。力⁽⁴⁾とは「善だと思われる未来の何かを得るために現在持っている手段」だとホップズは考える。要するに人間は力によって自己保存できると考えたのだ。そして力の程度を決定するのは自分の持つ力の絶対量ではなく他人に対する相対的な優越、換言すると他人による評価によって決まる。そこから他人による力の承認（名誉）を求めて競争が始まる。

ではなぜ競争が戦いとなるのだろうか。ここでホップズは「平等⁽⁵⁾」という概念を持ちだした。ホップズが考える「平等」とは人間はおおよそ同じ位の力と技術を持っている点で平等であり、誰でも他人を殺す能力を持っているというものである。弱い者でも他人との共謀によって強い者を殺す力があると言う。「自然状態」では誰かが私の持っているものを欲しているかもしれないし、もし私が何も持っていないかったとしても他人が私を自分に対する脅威だと考えるかもしれない。自分の持っている財や力を守るために攻撃するということもある。それゆえ「自然状態」においては全ての人が常に攻撃されるかもしれないという恐怖の中で生きることになる。ホップズが言う「自然状態」とは常に戦っている状態ではなく、常に攻撃される可能性があり、くつろぐことのできない状態である。

ホップズはなぜ「自然状態」の人間が互いに信頼し、協力し合うと考えなかったのだろうか。この問い合わせては国家の権威下でさえ人間がどの様に生きるかを考えてみればわかる。ドアの鍵をかける行為、金庫、タンスの鍵をかける行為、これらの行為は他人に盗まれるかもしれないという疑いから生じる行為である。法で守られている状態でさえ人を疑うのだから、「自然状態」においてはより不安だろう。

次に人間は道徳感覚を持っているのだから「自然状態」＝「戦争状態」とはならないのではないだろうかという疑問が出てくる。しかしホップズは「道徳」、「正義」、「不正」というものは「自然状態」において存在しないと主張する。なぜなら不正は法の違反から成るが、法が存在するには共通の権力者が存在し、実施できなければならない。しかし、「自然状態」には共通の権力者は存在しない。従って法の違反ということもなく、「不正」もないと。「自然状態」においては自己保存のために各人の判断力と理性に従ってどんなことをしても良いという自由がある。これをホップズは「自然権⁽⁶⁾」と呼んだ。

ホップズはまた「自然法⁽⁷⁾」というものが存在すると主張した。「自然法」は全部で19あり、そのうち最初の3つが特に重要である。1つ目は「各人は望みのある限り平和のために努力すべきである。」2つ目は「各人は他の人々も同様にするならば平和と自分自身の防衛のために必要である限り自然権の一部を手放すべきである。」3つ目は「各人は結ばれた信約を遵守すべきである。」というものだ。「自然法」とは簡単にいえば「道徳律」である。ここで、「自然状態」において「道徳」は存在しないのではないかという疑問がでてくるだろう。既に見たようにホップズは「自然状態」において「道徳」は存在しないと主張しているからだ。しかしホップズ

は「自然法」を道徳法としてではなく、理性の定理であると主張する。つまり、「自然状態」において人間は自己保存のためにあらゆる手を尽くすが、結果的にそれが「戦争状態」であるという矛盾に陥り、人間は「自然状態」から抜け出したいと考える。「自然状態」から抜け出す方法を示すものが理性であり、理性が示すものが「自然法」である。

しかし問題はまだ残る。平和な良い環境であるなら、自分くらい守らなくても良いのではないかと考える者が出てくるだろう。そして、そう考えるのは自分だけではないということに気がつき、また「戦争状態」へ戻ってしまうのではないだろうかという問題である。どうしたら皆が「自然法」を守るのだろうか。ホップズは守らせるためには「自然法」に従わない者を罰する主権者が必要だと主張する⁽⁸⁾。「自然権」のうち「自然法」を破る権利を皆が放棄し、1人の人、つまり主権者（国家）に預けるのだ。「自然状態」では各人が「自然法」の決定権を持っていたため争いが起こったが、主権者に委ねれば争いは起こらないというわけだ。以上のようにして「国家」が成立したとホップズは考えた。ホップズの主張の中で重要な点は、人間は自己保存を最も強く求め、死を強く嫌うという点。そして、「戦争状態」から抜け出すために「国家」が成立したという点である。

ではホップズにおける「国家」では抵抗や自由は許されないのだろうか⁽⁹⁾。まずホップズは抵抗権については認めないと主張している。なぜなら、人々は「戦争状態」から抜け出し、自己保存を守るために「国家」を創ったからである。つまり「国家」の命令は自分たちの意思なのだ。抵抗を認めたら「国家」を創った意味がなくなり、「自然状態」へ戻ってしまうのだ。では「国家」が死ねと命令したら、それにも従わなければならないのだろうか。ホップズは「国家」が死ねと命令することはありえないと考える。人々は死を恐れたから「国家」を創ったのであり、人々が従うのは「～をしなければ死ぬ」という時だからだ。つまり死ねということより怖いものはないのだから自分たちの意思である「国家」が死ねと命令することはないということだ。また、絶対的に自己保存に矛盾するような命令も「国家」はすることができないとも言っている。ホップズは抵抗権を認めないが、禁止にも拘らず抵抗が起こるとき、その抵抗権を禁止できないと言っている。つまりそれは絶対必要な抵抗であり、自然的な抵抗であるというわけだ。ホップズにおける「自由」は自己保存が守られているということのみである。自己保存が守られているという「自由」があるだけで十分だというわけだ。ここに私たちのイメージする「自由」とのギャップがあるように思う。

3 ジョン・ロック

ジョン・ロックの理論を見ていく。ロックもホップズと同様に「自然状態」から説明を始めた。ホップズが「自然状態」＝「戦争状態」と考えたのに対し、ロックは「自然状態」でも満足できる生きることが可能だと主張した⁽¹⁰⁾。ロックの考える「自然状態」は完全に「自由」であり、「平等」な状態であり、「自然法」によって束縛されている状態である。

ホップズの考える「自然状態」に似ているようだが内容は全く異なる。まず「平等⁽¹¹⁾」という点であるが、ホップズは精神的、身体的平等を主張したが、ロックは誰かを支配するという「自然権」を誰一人として持たないという点で平等だと主張した。「自然法⁽¹²⁾」についてはホップズにはない神学的側面をロックは示した。私たちは皆、神の創造物であり、所有物であり、神の召し使いとして地上におかれている。人間の意志ではなく神の意思によって生かされている。それゆえ自身の身体を守るべきであり、同様の理由によって自身の身体が脅かされない限

り他者の身体も守るべきであるという主張だ。次に「自由⁽¹³⁾」についてであるが、ホップズは自己保存のためならどんなことをしても良いという意味で「自由」を捉えたが、ロックにとって「自由」とは「自然法」の範囲内での「自由」に過ぎないだ。

しかし、「自然法」を皆が完璧に守るとは考えにくい。ホップズにおいてはここで、権利を主権者に委ねるという形で「国家」が成立した。ロックにおいても、法を実施する権力を持つ者か必要だと考えられた。しかしロックにおける「自然状態」では皆平等なため、もし1人が権利を持つのなら全ての人が持たなければならない。「自然法」に違反した者を罰する権利が存在しなければならず、その権利を全ての者が持つとロックは主張した。そして、違反者が後悔し、また他の者が同様の違反をすることを恐ろしがらせる程度の処罰を与えれば「自然法」は守られると考えた。

「自然法」が執行可能なら「自然状態」でも多くの権利が確保できる。そしてその中で最も重要な権利は私有財産権だとロックは考えた。ホップズにおける「自然状態」でも問題は所有にあった。所有、財産の問題さえ解決できれば混乱は起こらないと考えたのだ⁽¹⁴⁾。ロックは、人間はまず生きる権利を持っていると主張する。それは自身の身体を守る権利であり、自身の身体に対する権利を持つことを意味する。そして自身の身体、労働によって産み出された財は自身の物であるという労働価値説によって所有を安定させようと考えた。さらにロックは所有の限界まで明確にした。神は世界を共有のものとして与えたのだから、他人にも十分残す限り所有を認められ、また自分の獲る権利が認められているのだから、他人の獲る権利も認めるべきである。そして腐らせてことなく利用し得る範囲に限定される。ロックが労働価値説を説いた背景には土地は無限にあり、ホップズが考えたように財は希少だと考えなかったことがある。しかし、貨幣の導入が所有に不安定をもたらした。貨幣が導入される前は腐らない程度に獲ればよかったが、貨幣が導入されると財を蓄積することができるようになり、人々はより多くの土地を耕すようになった。その結果土地が希少になり、土地、財をめぐる問題が発生した。ロックは問題が発生しても「自然法」があるので、ホップズが考えるような「戦争状態」にはならないと考える。では、ロックは「自然状態」から脱し「国家」が必要だと考えたのだろうか。ロックは「自然状態」における3つの問題点を上げ、その解決法も明確にした⁽¹⁵⁾。1つ目は、人々は理性を十分に働かせないため、時に善悪について無知に陥ることがある。自分が不利になると自然法より利益を優先しがちである、という点である。従って個々の場合における人々の対立を調停するために善悪をはっきりと公に宣言する成文法が必要だとロックは考えた。2つ目は、人々は「自然状態」において「自然法」の違反を処罰する「自然権」を持っているが、人は自分の利害を過大評価し、他人の利害を軽く扱うから「自然法」、「自然権」を正しく利用できないという点である。そこでロックは感情にとらわれず、常に公平に人を裁く機関が必要だと考えた。3つ目は、不正を犯す人が力ずくで不正を正当化しようしたり、刑罰を加えようとする人々を破滅させようとする点である。ロックは処罰を執行する機関が必要だと考えた。これらの問題を解決するために「国家」を形成する必要があるとロックは考えたのだ。ロックの主張の中で重要な点は、人間は「国家」がなくても生きられるが、より良く生きるために「国家」が必要だという点。

「自由」とは何かという問い合わせに戻る。ロックの考える「自由」とは「自然法」の範囲内での「自由」である。ホップズの主張と大きく異なる点は「国家」が信頼に応えなければ従う必要はないという点である。常に人間は「自由」、「独立」、「平等」な存在なのだ。

II 「国家」の正当化

1 正当化のための重点

ホップズ、ロックの見解によると遅かれ早かれ「国家」が必要になってくるようだ。しかし彼らの主張は「自然状態」は耐えがたく、「国家」を創る以外に方法が見当たらないという理由で「国家」が正当化されている。では「国家」そのものを肯定的に認めることはできないのだろうか。ロックは「国家」が正当化されるのは「国家」の権威化にある個人全員が同意するときのみだと主張する。しかし、ジェレミー・ベンサムの功利主義理論においては個人全員の同意は重要ではなく、「国家」が「国家」なしの状態よりも社会全体の幸福を多く生むときに正当化される。このようにポイントをどこに置くかによって「国家」の正当化のされ方は異なる。「国家」を正当化させるための幾つかの方法を見ることにしよう。

2 社会契約

ロックは「国家」の正当化について自発説⁽¹⁶⁾を唱える。「個人に対する政治権力は個人の自発的行為の結果としてのみ創り出される。」つまり、個人の同意のみによって「国家」は正当化されるということだ。この見解では、「国家」に従うことが「自然状態」よりも良い状態だと示しても、同意が得られなければ国家は正当化されない。「国家」が普遍的権威（全ての人に対する権威）を持つことに全ての人が同意しなければならないのだ。

ここで2つの疑問がでてくる。1点は我々は実際にそのような同意、契約をしているのだろうか。この問い合わせに対して、歴史的事実として私たちの祖先は「自然状態」から契約をして「国家」を創ったのだという主張がある。しかし実際にその様な契約があったとしても、現在生きている私たちに関係があるのだろうか。祖先が契約をしたからといって私たちが契約したことにはならないのではないだろうか。2つ目の疑問は、全ての人の同意を得るということが可能なのだろうか。少なくとも私は今まで「国家」に同意するかと聞かれたことはない。

そこで暗黙の同意説⁽¹⁷⁾が浮上してくる。私たちは「国家」の保護、恩恵を受けている時点で既に「国家」に同意しているという主張だ。そして、その恩恵を好まない者は「国家」から立ち去ればよいのだ。しかし、「国家」を立ち去る以外に不同意を表明する方法がないというのはどうだろうか。城壁に囲まれた都市国家であれば簡単に立ち去ることができるだろうが、民族国家である現代においてはこの考え方が適切でないことは明らかである。

次に仮定的同意説⁽¹⁸⁾を考察してみよう。「国家」が存在しない状態を想像してみるのだ。人間はきっと自然状態を脱し、「国家」を正当化するだろうというわけだ。しかし、どれだけ「国家」が「自然状態」よりすばらしいとしても、それが同意へと繋がるとは言いきれない。「国家」のある状態を仮定した上で「自然状態」を選ぶこともあり得るだろう。

さて、同意説についてアーキズムはどう考えるのだろうか⁽¹⁹⁾。彼らは「国家に従うのはある行為をするための理由が独立に同意されている場合のみだ」と言う。「国家」だからとか、法律だからというのは従う理由にはならないということだ。「国家」、「法律」に従う義務には道徳的制限がなければならないと主張する。暗黙の同意説、仮定的同意説を考察したが、社会契約説による「国家」の正当化は問題が残るようだ。

3 功利主義

続いて功利主義⁽²⁰⁾による「国家」の正当化を考察してみよう。功利主義とはその時社会に最も多く幸福を生む行為をしなさいという考え方である。功利主義にとって重要なのは、その行為が他の行為と比較してより多くの幸福を生むということを示すための単位が必要だということだ。功利主義に基づいて「国家」を正当化すると、服従することが不服従よりも社会に多くの幸福を生む場合にのみ「国家」に従うということになる。

功利主義の問題点は、社会全体の幸福を自分に有利なように考えたら、他人から財産を奪うことも許されてしまい、その結果所有は不安定になり、むしろ「自然状態」に近づいてしまうという点である。つまり、幸福の直接的追求は自滅的であるということだ。そこで、間接的に幸福を増大させるために、全体の幸福を増大させる「法律」を作ったり、それに従う方法を考えた。「法律⁽²¹⁾」については次の様にまとめられている。1、「法律」が認められるのは「法律」がない状態より人間の幸福を増大させるときのみである。2、「法律」は「法律」であるから従うべきである。3、幸福を増大させない「法律」は無効とされ、替えられる。以上を踏まえたうえで、功利主義の「国家」正当化は⁽²²⁾、1、幸福が最大化される社会が道徳的に最善である。2、「自然状態」より「国家」の方が幸福を増大させる。3、「国家」と「自然状態」のみが我々の選択肢だ。それゆえ、我々は「国家」を支持する義務がある。しかし、問題点はまだある。例えば、殺人事件が起こったとする。市民は恐怖に怯えるだろう。ここで市民の不安を取り除くことが幸福を増大させる行為である。そこで警察は全く無実の人間を犯罪者として市民の不安を取り除く。この様なこともできるわけである。では、罪を負わされた無実の人が訴えたらどうなるだろうか。功利主義は、裁判官がこの事実を秘密にすることが市民の幸福を増大させると考えるのだろうか。功利主義は公表することが幸福を増大させると考える。一時的には市民の不安をあおるが、間接的功利主義の考え方によって市民は「国家」が正当な判断をするという安心を得て、幸福が増大すると考えるのだ。

しかし、功利主義は誰かが多く幸福を得て、誰かが犠牲になるという点で批判され、「国家」を正当化正当化するには問題が残る。

4 公正原理

最後に公正原理⁽²³⁾によって「国家」の正当化を試みてみよう。公正原理は、個人が「国家」に同意していないなくても恩恵を受けているのなら「法律」に従うことが公正であるという主張だ。では「国家」に従うことが益を受けることであるならば、なぜ従わせるための「法律」が必要なのだろうか。この間に對してヒュームは、「国家」に従うことは一時的に益にならないかもしれないが、長期的には益になる。しかし人々は目の前の益に目を取られ、不正を行うだろうと主張する。そこで、違法行為をしたら罰せられる恐怖を与えれば法を守るという短期的な益を得、さらに長期的な益を受けられるという。しかし、最終的に社会契約論の暗黙の同意説と同様の問題点に行きつく。「国家」からの益を受けたくない場合はどの様に主張すればよいのかという問題がある。

III 「自由」は存在するのか

ミルの『自由論』

「国家」が正当化されようと、されまいと現実に我々は「国家」の中で「法律」に従って生きている。では我々には「自由」があるのだろうか。「自由」があるとしたらどの程度認められているのだろうか。逆に、「国家」はどこまで私たちの行動を制限できるのだろうか。この問題に対してアナキストは「国家」は正当化された権力を全く持たないと主張する。つまり「国家」は人々の行動を制限できないということだ。それに対してホップズは絶対的に政府の必要を主張する。

しかしミルはどちらの主張も受け入れない。ミルは「自由」の擁護者であるにも拘らず、なぜアナキストの主張を受け入れないのであるだろうか。それは完全な「自由」が与えられたら政府の不在を利用して「自由」を乱用する者が出てくると考えたからである。そこでミルは「自由」と権力の正しい混合比を決めようと考えた。ミルの「自由原理⁽²⁴⁾」は誰かが他人に害を与える恐れがある時にだけ「自由」の制限を受けるというものだ。さらに「自由原理」は能力の成熟した者にのみ適用され、子供と未開人には適用されないという。つまり、能力の成熟した者以外には「自由」が認められないということだ。「自由」は改善（道徳的進歩）への手段として価値があるとミルは言う。社会が成熟した時に「国家」の個人への干渉は制限されると考えただ。誰かが他人に害を与える恐れがある時にだけ「自由」の制限を受けるという点についてもう少し詳しく見てみよう。ミルは行為には純粹に自己配慮的な行為と他者配慮的な行為があると主張した。他者配慮的行為は少なくとも一人の他人に影響を与える。それに対して自己配慮的行為は行為者だけに関わる。つまり、ミルの「自由原理」によると、人々は他者配慮的行為を規制することはできるが、自己配慮的行為に干渉する権利はないということだ。ではミルは他者配慮的行為の中の他人に危害を与える行為をどのように定義しているのだろうか。ミルは他の人々の利害に関する各人の行為に関してのみ、各人の自発性を外的統制に服従させると言っている。つまり、危害とは利益に対する損害ということだ。ミルは人々の財産的幸福だけでなく個人的安全にも関心を持っている。殺人、攻撃、強姦、窃盗、詐欺は全て攻撃されたりだまされたりする人の利益を害するような行為である。それゆえ、このような行為をする「自由」も制限されるべきだと考えた。

ミルの「自由原理」によると私たちには他人に危害を与えない程度の「自由」が認められているということになる。ではミルは「自由原理」をどの様に正当化できるのだろうか。ミルは権利に基づいた利害という考え方を主張した。つまり、各人の利害は各人に認められた権利によって守られるということだ。

自由主義者は人々に基本的諸権利があることは、基本的公理だと考える⁽²⁵⁾。基本的諸権利とは過去に「自然権」（生まれながらに皆が持っている、生きるために権利）と呼ばれていたもので、今でいう人権のことである。しかし、そのような権利があると証明することは難しい。ベンサムは権利と義務は「法律」によって割り当てられると考え、國家の法と独立した権利（自然権）は存在しないと主張した。

ミルも「自然権」の存在を疑っていたが、「法」によって権利が認められるという主張も受け入れなかった⁽²⁶⁾。ミルは功利主義理論から権利は認められると考えた。ミルは次のように言っている「功利は全ての倫理的問題の究極的な判定基準であると考える。しかしそれは進歩する

存在としての人間の恒久的な利害に基づく、最も広い意味での功利でなければならない。」功利主義は社会全体の幸福を最大化するという考えだが、それに基づいて考えると、ミルの主張は一般的幸福を最大化する権利システムを創ることになる。功利主義には直接功利主義と間接功利主義があることは既に見た。直接功利主義的に考えると、幸福を最大化させるような法を創ることになる。そうすると、人々は幸福を最大化させる行為のみするようになる。つまり、ここでは法の範囲内の権利しか認められないということになる。しかし、既に見たようにこのシステムでは無実の犠牲者ができる可能性がある。では間接功利主義的に考えたらどうなるのだろうか。無実の犠牲者に自分がなるかもしれないという恐怖は、幸福最大化に繋がらない。そこで、犠牲にならない権利を与えれば人々は安心して幸福最大化に繋がると考えた。つまり、幸福を最大化しろという「法」を創るより、個人の安全な権利を保障する法を創った方が幸福は最大化すると考えたのである。

幸福が最大化されるには介入が許されない私的利害領域を人々に与え、一方では功利主義的根拠によってのみ介入が許される公共領域を認めることである。では私的領域と公共領域の境界線はどこに引かれるのだろうか。この答えを功利主義に求めることができる。介入することによって幸福が増大することは公共領域であり、介入によって幸福が減少することは私的領域である。

また、ミルは干渉されない私的領域を人々に与えることによって一般幸福は増大すると考え、「個体性の自由な発展が幸福の最も本質的な要素の一つである。」と主張する。ミルは「自由」が常に改善に繋がるとは限らないことを認めるが、改善を生む唯一の確実で永続的な源泉は「自由」であると考えた。ミルが「自由」を主張する理由は3つある⁽²⁷⁾。第一の理由は、人々は間違いを犯すかもしれないが、そこで各人が考え、判断することがより良い方向へ進むと考えたのだ。また、忠告や介入は許されるがそれが強制になってはならないとも言っている。第二の理由は、習慣の奴隸である人々は決して個人として完成することがないということだ。つまり、「自由」が認められないと自分で考え、判断し、選択する能力が発展しないと考えたのだ。第三の理由は、人間の進歩は「生の実験」に参加する免許を個人に与えることによって最も適えられるという主張である。つまり、各人にそれぞれの生を「自由」に生きる権利を認めることによって人間は進歩すると考えたのだ。さらに、それが影響しあって進歩するというわけだ。以上3つの理由に共通して見られるのが、人間を進歩する存在として捉えていることだ。ミルにとって進歩する人間という点が重要なわけだ。

ミルは「自由」は社会の最大幸福を達成させるための方法として価値があると考えた。「自由」が良いとされるのは、幸福を増大させる時だけであるが、「自由」は独立の価値ではなく幸福の一部だと主張した。

以上がミルの『自由論』だが、重要な点は功利主義理論に基づいて「自由」を擁護している点、人間を進歩する存在として捉えた点であろう。ミルは「自由」を擁護しているが、「国家」を否定しているわけではない。「国家」は必要だが、「自由」を認めることができが人間の進歩、社会全体の幸福増大につながるから「自由」を認めるべきだという主張なのである。

IV 「正義」

デビッド・ヒューム

ミルの『自由論』によれば我々は「国家」、「法」の範囲内で「自由」を認められている。では「国家」や「法」の範囲内であれば私たちは何をしても許されるのだろうか。現実の社会を思い浮かべてみたとき、「法」で決められているわけでもないのに「こうした方がよい」、「こうすべきだ」と考えることがある。例えば、電車でお年寄りや体の不自由な人が椅子に座れず、立っていたら席を譲ってあげる行為である。我々はなぜその様に行はれるのだろうか。この問いを考えるためにデビッド・ヒュームの考え方を見てみることにしよう。

我々が考える問いは「我々はなぜ道徳的なのか」である。この問いは「我々はなぜ道徳的であるべきか」という問いとは異なる。ヒュームはまず2つの前提を立てた⁽²⁸⁾。1つ目は、行為の評価は動機によるということ。どのような動機によって行為されたかによって、その行為が善いか悪いか評価されるということだ。2つ目は、有徳な行動は自然で、実践的な内容を持つ動機から由来し、単なる道徳性に発するものであってはならないということである。つまり、一般的に善いとされているから、また善い行為だと決まっているから善い行為をするのではないということである。すると、「正義」の行為は固有の動機がなければならないということになる。

「正義」を行う動機⁽²⁹⁾について、ホップズやロックはどの様に考えたのだろうか。ホップズは主権者に全てを委ね、それを守ることが「正義」だと考えた。ロックは「自然法」に書いてあり、理性を働かせねばわからると主張した。ヒュームはどちらも受け入れず、善い行為とは現実において効果を産み出す行為だと考えた。しかし、我々は現実の社会において、たとえ善い結果をもたらさないとしても善い行為をすることがある。例えば、借りたお金を返す行為や正直であることは、よい結果をもたらすから行為するのではない。悪い結果をもたらすとしてもお金を取り戻すだろうし、正直であろうとする。少なくともそう行為することが「正義」だと考える。

ではなぜ「正義」を行うようになったのだろうか。第一に私的な関心、自己愛。第二に公共の利益への顧慮。第三に自己と関わりのある人への顧慮、慈愛。ヒュームは以上の3つを「正義」の動機としてあげたが、私的な関心や自己愛は、不正や暴力の源泉だと考え、公共の利益への顧慮に対しては、男女間の愛情に匹敵する自然で強烈な普遍的人類愛はないと考えた。また自己と関わりのある人への顧慮、慈愛に対しては、もしそれが敵や悪人であれば「正義」の動機とはならないとして、いずれも「正義」を行う動機とはならないと考えた。そこでヒュームは自然的な動機ではなく、人為的な徳として「正義」が行われると考えた。ヒュームは人為的な徳だと考えた理由を次の様に説明した。「正義」が自然的なものであるならば人間が誕生する前から存在したはずだ。しかし人間の誕生時点では「正義」はなかった。にも拘らず現在あるということは途中で発生したことになる。ホップズはある時突然現れたと主張するが、この主張は歴史的に虚偽であり考えにくい。従って「正義」は人為的な徳だとヒュームは主張する。

では「正義」はどの様に生まれたとヒュームは考えるのだろうか⁽³⁰⁾。まず、ヒュームは人間が置かれた自然的環境に注目した。この地上で人間ほど必要とその充足の不均等のゆえに過酷に扱われている動物はない。人間のみが食物の他に衣と住を必要としているにも拘らず、それは不十分であり、獲得の能力も不十分だからである。つまり、人間は限られた資源の中で足りない分を補って生きて行かなければならぬのだ。また、人間一人の労働は必要全てを満た

すのに十分ではない。

そこで人間は力を合わせ、また分業によって能力を増やし、相互扶助によって安定性をもたらせようとして社会の形成を考える。社会形成のためには、社会形成が有利であることに加え、有利だということに人間が気づかなければならない。それは、勉学と省察のみによって明白になるとヒュームは考えた。そして社会の第一歩目は、男女間の性愛という形で両親が結合し、子供が生まれ、さらに多人数の社会形成の母胎となる家族が生まれる。子供は習慣（convention）によって社会形勢の有利を知る。この習慣（convention）という考え方方がヒュームの主張にとって重要である。つまり、人間は日常の習慣（convention）から学び社会形成の有利を知り、社会の安定のために行為するのである。そしてその行為が「正義」なのだ。以上のような形で社会形成が成されるとヒュームは考えた。しかし、社会形成を妨げるものが2つある⁽³¹⁾。1つ目は人間の気性である。他人より自分を、また自分に身近な人を偏愛する各人の利己心は対立を生み、社会形成の妨げになるということだ。2つ目は外的的事情である。人間が所有する善は①心の内的満足。②身体の外的優位。③勤勉と幸運によって得た所有物である。このうち③のみが他人の暴力に曝され、不安定である。

この2つの問題を解決し、また所有を安定させるために社会の全員は黙約⁽³²⁾を結ぶ。黙約は他人も自分と同様に互いの財を重んじ、手を出さないのであれば自分も同様にするだろうという意思を暗黙裡に表明し合うことであり、これが「正義」だとヒュームは考えた。「正義」の起源の由来は人間の利己心と限られた寛容、人間の要求に対する限られた自然の恵みにあるということである。重要な点は限られた寛容と言う点である。人間は他人を思いやる気持ちを持っているが、もし人間が極度に利他的であるならば「正義」つまり社会を形成すること、黙約を結ぶことは必要ないのである。

以上のことから正、不正の観念、所有、権利、義務の観念は黙約の後に生まれたものであり、「正義」の前にこれらの言葉を使うことは根本的な間違えであることがわかる。

ヒュームは社会を安定させるためには財産、所有の問題をしっかりすればよいと考えた。人間の争いの根本にはお金があると考えたからである。所有欲は全ての人が普遍的に持っていて、不特定多数に向けられると考えた。ヒュームは道徳(正義)によって抑制される必要があるとして、3つの「正義」⁽³³⁾を示した。

第一の「正義」は所有の安定である。既に見たようにヒュームの主張において重要なことは、人間は日常の習慣（convention）から学ぶということである。まず人間は日常の習慣（convention）から社会が必要だということに気づく。そして社会を安定させるためには所有が安定しなければならないと考え、自分の物は自分の物、他の物は他人の物と区別しておいた方が能率がよく、社会的に善いということを習慣（convention）によって気づくというわけだ。人間は道具を使って生活している。その度、他人から盗ってくるのは不便であり、自分の物を持ち他人の物と区別する方が能率的であるし、自分にとってもまた他人や社会にとっても利益である。人間は自然と自分の利益になることを行う。これが習慣（convention）ということであり、人間はこのような形で「正義」を行うのだとヒュームは考えた。

第二の「正義」は規則である。所有についての規則、つまり誰が何をどの程度持つかが問題である。ホップズは主権者決めると考え、ロックは労働によって決まると考えた。ヒュームはどちらも受け入れず、5つの規則を提案した。1つ目は現在の占有。各人が今持っている物をその人の物だと認めること。2つ目は先占。初めに発見した人の物になるということ。3つ目は時

効。祖先の物だったという主張は認められないということ。4つ目は添付。自分が持っている物から産み出された物は自分の物だということ。5つ目は相続である。しかし、自分の持っている物だけでは生きてゆけないという問題がある。この問題に対してヒュームは、所有者がその所有する物を他人に与えることを承諾する時、所有は移転するという規則を示した。しかし、更なる問題は物の価値がわからないため、何と何をどれくらい交換するのが適當かわからないということであり、そこから争いが始まる恐れがある。この問題の解決策として導入されたのが貨幣である。ロックにおいて貨幣は財産を蓄積できるものとして考えられたが、ヒュームにおいては物の価値を現す尺度として考えられたわけだ。

第三の「正義」は約束である。約束は他人の将来の行動を保障するものである。また、約束は自分の決意や欲望するものではなく、習慣 (convention) によってなされるものである。

ヒュームにおける社会では問題はないのだろうか。問題はある。人間は道徳的に弱いという本性である。つい身近な利益を求めてしまうのだ。これは本性であり、本性は変えられないものであるから「道徳的に生きよう」と決意しても無駄である。正義を破ることが利益になるということが問題であるとヒュームは考え、正義を守らせることを自分の利益にする職業をつくればよいと考えた。つまり、統治組織をつくるということである。統治者は正義を守らせることが自分の利益になるわけであり、そうすることによって人々は道徳的に生きるようになるというわけだ。

ヒュームの「正義」についての基本的な考えは、道徳的に生きようという人間の決意ではなく、自己利益を追求することが「正義」につながり、社会をよくする結果となるということだ。そして、一旦「正義」が成立すると社会全体に対する共感から、「正義」を守ること自体が道徳の目的となるのだ。

「自由」というテーマから少しづれてきてしまったので最初の問い合わせに戻すと、私たちは「国家」「法律」の範囲内で生きているが、「自由」も認められている。そこで、「国家」の範囲内であれば何をしてもよいのかという問い合わせが生まれ、「正義」とは何かという問い合わせが始まったわけだ。私はまず社会が形成され、その後「権利」や「自由」、「正義」というものが生まれると考えていたが、ヒュームの主張によると最初に「正義」が確立し、社会形成につながる。ではヒュームは「自由」をどのように考えているのだろうか。ヒュームの主張によると「自由」は存在しないように感じられる。しかし、ヒュームにとって「正義」は「自由」を制限するものではないのだろうか。つまり、人間は利己心を追及し「正義」が生まれ、その結果社会が形成されるのだから、人間は初めから自由な存在なのではないだろうか。

おわりに

「自由とは何か」、大きなテーマである。その理解はきっと国や地域、歴史、文化、宗教によって異なるだろう。ある国の人々は国家権力を抑圧や束縛というふうに感じるかもしれない。しかし、他の国ではその国の育んできた歴史や文化から国家権力を恩恵と受け止めるかもしれない。

「国家」とは何かという問い合わせから始まり、「国家」の正当化、「自由」のあり方、そして正義観念を考察してきた。その中でホップズ、ロック、ベンサム、ミル、ヒュームという5人の主張を見てきたわけだが、最終的に行き着いく議論は「どう生きるか」という問題であると思う。考察の結果、「自由とは何か」という問い合わせと「どう生きるか」という問い合わせは同一のものだと結論

づけた。人間は自然が与える制限の範囲内でしか生きられないが、その制限を無視し、また人間はどんなこともできると考えている。しかし、これは見違である。人間は「自由」を求めてどんな欲求をも満足させようとする。しかしそうすることが自然を破壊することであったり、自分自身を傷つける行為であったりする。つまり、「自由」を求めて一時的な欲求を満たせたとしても、それは「自由」につながらず、逆に「不自由」につながるのである。「自由」を求めているつもりが「不自由」につながってしまうという矛盾を解決するためには、「どう生きるか」を問うことが本当の意味での「自由」につながると考える。

5人の主張を見てきたが、私はヒュームの正義観念、そして社会形勢の考え方を一番納得できる。つまり人間を取り巻く過酷な自然環境。そして人間は自然に自分にとって良いことを行うという人間の本性。さらに人間は1人では生きてゆけないという現実。これらが人間に正義を行わせ、社会形成を思い立たせるということだ。また、ミルの「自由」についての主張も同感できる。我々はお互いに影響し合い、進歩するために「自由」が認められなければならない。

「自由とは何か」という問い合わせに対する現時点での考えは、自然を基礎に置いた「自由」である。現代社会における「自由」を考察するうちに、ヒュームの正義観念との共通点を見出したのだ。それは「自然的」であるという点である。ヒュームにおける正義観念は自然的に発生した。私の考える「自由」も同様である、つまり自然的なことが「自由」であり、不自然なこと、自然に逆らったことは「不自由」であると考えるのだ。もっと言えば、不自然なこと、自然に逆らったことは「自由」ではなく、ただの「欲望」であるということだ。どんなことでも欲望を満たすことができるということが「自由」だとは考えない。どんな欲望をも満たそうすることは「自由」ではなく、「わがまま」である。

「自由とは何か」大きなテーマである。「自由とは何か」という問い合わせは「どう生きるか」という問い合わせと同一のものであり、重要な課題である。

註

- (1) ジョナサン・ウルフ『政治哲学入門』晃洋書房、2000年、10頁参照。
- (2) 前掲、10~11頁参照。
- (3) 前掲、11~12頁参照。
- (4) 前掲、12頁参照。
- (5) 前掲、13~8頁参照。
- (6) 前掲、16~17頁参照。
- (7) 前掲、17~18頁参照。
- (8) 前掲、21頁参照。2000年度、敬和学園大学講義、「倫理思想史」(矢嶋直規助教授)、講義ノート。
- (9) 2000年度、敬和学園大学講義、「倫理思想史」(矢嶋直規助教授)、講義ノート。
- (10) ジョナサン・ウルフ『政治哲学入門』晃洋書房、22頁参照。
- (11) 前掲、23頁参照。
- (12) 前掲、23~24頁参照。
- (13) 前掲、24頁参照。
- (14) 2000年度、敬和学園大学講義、「倫理思想史」(矢嶋直規助教授)、講義ノート。
- (15) 2000年度、敬和学園大学講義、「倫理思想史」(矢嶋直規助教授)、講義ノート。
- (16) ジョナサン・ウルフ『政治哲学入門』晃洋書房、49~51頁参照。

- (17) 前掲、53～55頁参照。
- (18) 前掲、56～58頁参照。
- (19) 前掲、59～61頁参照。
- (20) 前掲、62～63頁参照。
- (21) 前掲、65～66頁参照。
- (22) 前掲、66～67頁参照。
- (23) 前掲、71～76頁参照。
- (24) 前掲、136～162頁参照。
- (25) 前掲、149頁参照。
- (26) 前掲、151から154頁参照。
- (27) 前掲、157から160頁参照。
- (28) 杖下隆英『ヒューム』劉草書房、1992年、168～178頁参照。
- (29) 2000年度、敬和学園大学講義、「倫理思想史」(矢嶋直規助教授)、講義ノート。
- (30) 杖下隆英『ヒューム』劉草書房、168～178頁参照。2000年度、敬和学園大学講義、「倫理思想史」(矢嶋直規助教授)、講義ノート。
- (31) 2000年度、敬和学園大学講義、「倫理思想史」(矢嶋直規助教授)、講義ノート。
- (32) 杖下隆英『ヒューム』劉草書房、168～178頁参照。2000年度、敬和学園大学講義、「倫理思想史」(矢嶋直規助教授)、講義ノート。
- (33) 2000年度、敬和学園大学講義、「倫理思想史」(矢嶋直規助教授)、講義ノート。

(卒業論文指導教員 矢嶋直規)